

---

## 第3回 日吉津村議会定例会会議録〔第5日〕

平成29年9月22日（金曜日）

---

### 議事日程（第5号）

平成29年9月22日 午後1時30分開議

- 日程第 1 陳情第 6号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、  
2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 51号 日吉津村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第 4 議案第 52号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）につい  
て
- 日程第 5 議案第 53号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算（第2回）について
- 日程第 6 議案第 54号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第  
2回) について
- 日程第 7 議案第 55号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 日程第 8 議案第 56号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 57号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 10 議案第 58号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 11 発議第 8号 日吉津村議会議員政治倫理条例について
- 日程第 12 発議第 9号 日本政府に対し、「核兵器禁止条約の国連会議」が採択した核兵器禁止条

約に調印することを求める意見書について

- 日程第 13 発議第 10 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続に関する意見書について
- 日程第 14 発議第 11 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
- 日程第 15 発議第 12 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 議員派遣の件について
- 日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 6 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 51 号 日吉津村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 52 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 2 回) について
- 日程第 5 議案第 53 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 回) について
- 日程第 6 議案第 54 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 回) について
- 日程第 7 議案第 55 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 56 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入

歳出決算の認定について

- 日程第 9 議案第 57 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 58 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 発議第 8 号 日吉津村議会議員政治倫理条例について
- 日程第 12 発議第 9 号 日本政府に対し、「核兵器禁止条約の国連会議」が採択した核兵器禁止条約に調印することを求める意見書について
- 日程第 13 発議第 10 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続に関する意見書について
- 日程第 14 発議第 11 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
- 日程第 15 発議第 12 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 議員派遣の件について
- 日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員（9名）**

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
8 番 井 藤 稔	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（1名）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ..... 高 森 彰                      書記 ..... 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ..... 石 操                      総務課長 ..... 高 田 直 人  
住民課長 ..... 清 水 香代子                      福祉保健課長 ..... 小 原 義 人  
建設産業課長 ..... 益 田 英 則                      教育長 ..... 井 田 博 之  
教育課長 ..... 松 尾 達 志                      会計管理者 ..... 前 田 昇

---

**午後 1 時 30 分開議**

**○議長（山路 有君）** 皆さんご苦労さまです。平成 29 年 9 月第 3 回定例会最終日、開催いたします。

ただいまの出席議員数は、9 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。会議に入ります前に、村長から報告があります。それでは村長報告をお願いします。

石村長。

**○村長（石 操君）** 8 月 6 日に急逝をされました景山重信議員に対しまして、天皇陛下より旭日単光章、繰り返します。旭日単光章が授与されております。授与の日付は亡くなられた 8 月 6 日の同日でございます。

改めて景山重信議員の生前のご功績に感謝し敬意を表し、そしてご冥福をお祈りをするものであります。そしてこの、旭日単光章は 9 月 19 日にご家族の方に伝達をさせていただきましたので、以上報告とさせていただきます。

**○議長（山路 有君）** 故景山議員の受章にお祝い申し上げます。

それでは本日の会議に入ります。本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

---

**日程第 1 陳情第 6 号**

**○議長（山路 有君）** 日程第 1、陳情第 6 号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託しておりますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田委員長。

○**総務経済常任委員長（松田 悦郎君）** 総務経済常任委員長の松田です。会議規則第 94 条第 1 項の規定により陳情報告をいたします。総務経済常任委員会に付託されました陳情第 6 号を、9 月 15 日、13 時 30 分から委員会室にて審査を行いました。出席委員は敬称を略させていただきます。加藤、三島、山路、松田の常任委員 4 人で慎重審議を行い、その審査と結果について報告します、

陳情第 6 号、全国森林環境税の創設に関する陳情につきましては、賛成多数で採択すべきとなりました。この陳情趣旨は全国森林環境税の創設を求める陳情であります。審査の経緯につきましては、次のとおりです。

最初にこの陳情の森林保全については理解できるが、これは目的税を創設するものであり、本来なら国が当初予算で決めることである。また、東日本大震災の負担金や介護保険などを払っている現在、これ以上の負担は適切ではない。次に税制改正大綱によると、個人住民税に上乗せする形であり、必要な財源として国民に等しく負担を求め、平成 30 年から実施するとあるが、国が責任をもって実施すべきである。また、CO2 の排出量削減には既存の地球温暖化対策税で対応すべきだ。次に森林の恩恵は海の魚や人間にもあるし、山が荒れたりすれば大洪水やゲリラ豪雨などの状況もある。全国民が恩恵を受ける河川の安全を考えると陳情に理解ができる。次に環境税の導入という事実が国民一人ひとりの環境を大切にする気持ちを高めることにはなるのではないか。など、賛否両論の意見が出ましたが、趣旨採択、不採択、採択と委員全員がわかることになり、委員長が採択にまわり最終的に賛成多数で採択となりました。以上で報告を終わります。

○**議長（山路 有君）** 報告が終わりましたので、陳情第 6 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

松本議員。

○**議員（3 番 松本 二三子君）** 3 番、松本です。先ほど委員長の報告の国民全員でというところはまあ、山の方が大変になるうちの方もきれいな水が流れてこないのということで理解はできるんですけども、3 点ちょっとお聞きしたいと思います。鳥取県には独自のもので環境保全税というのが今ありまして、こちらの方が個人的には県民税の均等割りに上乗せという形で、同じような形であるんです。それが国から新しい税が導入されるとこちらが二重徴税になるのではないかというのを 1 点お聞きしたいのと、万が一新税が導入された場合この鳥取県独自の環境保

全税というのが廃止になるのではないかという心配と、こちらの方は現在森林環境保全基金ということで、税収を積み立てて使途が明確になるように管理されているんですが、こちらの方が変わってくると県で自由に使えるのかどうかという心配があるという点、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） まず、1点目の、森林環境税が導入されれば二重徴収になるのかということなんですが、これ一応調べてみましたら一部の地方自治体でも二重徴収につきましては疑問の声が上がっているところでありまして、最終的に二重徴収となるだろうというふうに聞いております。次に環境保全税は廃止になるのかということなんですけれども、これも廃止にはならないというふうに一応聞いております。

それから3点目の今までどおり県で自由に使えるのかということなんですけれども、これは、この部分についてはまだひとつわからない部分がありますけれども、いずれにしましてもこの森林環境税の創設は、地方公共団体の意見も聞きながら具体的な仕組みなどにつきましては、総合的に検討し、平成30年に税制改正について結論をえるというふうになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、今回の陳情の趣旨は後から討論しますけれども、日吉津村はどこから水ももらっているかというようなことがですね、一番重要ではないかなと思っておりますので、以上お答えします。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） はい、とりあえず鳥取県には独自のものがあるというところをわかっていただいて、30年度に結論をえるということで地方公共団体の意見も聞いて下さるというのを、答いただきましたのでこれでいいです。

○議長（山路 有君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。委員報告に対し、反対、賛成の順でお願いします。討論はありませんか。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。ただいま委員長から全国森林環境税の創設に関する意見書を採択するという報告がございました。わたくしは不採択の立場で討論いたします。本陳情は地方が行う森林整備の財源確保のためとして、税制改正において森林環境税の創設を求

めるものです。陳情にあるとおり、森林が多くのある山村地域は今大変きびしい状況を迎えています。森林は多面的機能で国民にさまざまな恩恵をもたらしており、その機能を従前に果たすためには森林整備を着実に実施する必要があります。このことには、異論はありません。

必要な財源を確保し、自然環境型の木材産業の再生をはかる取組みが重要と考えております。平成 28 年度税制改正大綱に必要な財源として、都市、地方を通して国民に等しく負担を求めるとし、地方税である個人住民税に上乗せをする形で、国による徴収が想定された税です。総合的に検討の上、平成 30 年度税制改正において、結論を得るとしてあります。林業は地域社会を支える重要な産業であることも認識しています。輸入自由化により木材の低迷、中山間地の高齢化や担い手不足などを背景に森林の荒廃が進んでいます。森林保全と林業の振興には国の役割が重要であることはいまでもありません。しかし国の、森林整備予算は 2008 年度の 1,626 億円から、2015 年度には 1,202 億円と 8 年間に 422 億円も削減されています。必要なことは、森林整備と林業対策において国の責務を明らかにし、国内林業の保護と国土保全を国の林業政策の根幹に位置づけ、抜本的な対策を講じることではないでしょうか。

国民に等しく負担を求めるとはならず、CO<sub>2</sub> の排出量に応じた負担としている現在定めてある地球温暖化対策税の拡充を図ることで財源を確保し、その使途として森林吸収源対策を位置づけ、森林、林業における地球温暖化対策の実効に必要な財源を確保するよう求めるものであります。この立場から、国民に広く負担を求めるとを想定した森林環境税の導入には賛成できません。本陳情を採択とした委員長報告には賛同ができません。

以上討論とし、皆さんのご賛同をよろしく申し上げます。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

松田議員。

**○議員（9 番 松田 悦郎君）** 9 番、松田です。わたしは陳情第 6 号の、全国森林環境税の創設に関する意見書に委員長の報告のとおり、賛成する立場で討論します。森林を守り、山村地域を保つという姿勢は地球の温暖化を防ぐだけではなく、国土保全や雇用の確保に繋がります。日吉津村を見ても、また日野川の下流域に暮らすわれわれにとって、上流域の中山間地の森林は生命の源であるといっても過言ではありません。森林を含む中山間地が保てることにより、きれいな水が確保され、自然災害や土砂災害の抑止力になることはいまでもありませんが、現に中山間地の超高齢化や人口減少、そして限界集落の増加は加速しており、待ったなしの状況であります。中山間地の保全は中山間地で暮らす人たちの問題ではなく、下流域や都市部で生活を営んだり事

業を行っている者の問題であると考えます。また、中山間地の森林を守ることなどは、既に地域ごとに取り組むような問題ではなくなっており、国土保全という国家的な問題となっております。

現在、政府与党では平成 30 年度の税制改正において、結論を出すための検討がされております。この度の陳情は、中山間地に関係する全国の市町村が加盟する自治体からのお願いであります。20 年間国家予算で実施してもらいたいということを要望された中、全国森林環境税創設促進連盟にとって、森林には直接的な関係を持たない地域の皆さまのことを察すると、苦渋の選択であったと推察します。この税は目的税であります。自動車税や入湯税など他の目的税とは異なる狙いもあり、森林などの自然を守り、自然災害を防ぎそして人間にとってもっとも必要な水を確保するという、生きることへの直接的に関係するものであると考えますので、国の責務として取り組むよう意見書を提出すべきであります。

以上、賛成討論を述べまして発言を終わります。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第 6 号を採決をいたします。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって陳情第 6 号は委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

---

## 日程第 2 陳情第 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、陳情第 7 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書についてを議題といたします。本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○教育民生常任委員長（橋井 満義君） 教育民生常任委員長の橋井です。先ほど議長より紹介をいただきました陳情第 7 号についてのご報告をさせていただきます。まず、本委員会に付託されました請願陳情書を審査をした結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第 94 条第 1



項の規定により報告を申し上げます。

本陳情は陳情者、米子市米原2丁目3番20号アーバンプラザ1階4号、代表者鳥取県教職員組合西部支部支部長藤本敏秀氏並びに鳥取県高等学校教職員組合西部支部支部長藤波敦夫氏両2名から提出されたものです。

これらの陳情の概要についてご説明申し上げます。委員会委員敬称を略させていただきます。江田、井藤、松本、河中、4名とわたしでございます。委員会については9月15日午前9時より委員会室において会議を開きました。

審査の経過の概略を申し上げます。本陳情の要旨とされることは、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、厳しい財政の中教職員の置かれる状況の、困窮した状況を改善するための陳情の趣旨でありました。本陳情につきましては、陳情の趣旨、理由が詳細にわかるために参考人を招致し、鳥取県教職員組合西部支部の書記長であります内田浩文氏を招聘し、参考人として意見を聴取いたしました。その中でこちらの委員側からも質疑なり、たくさん進めまして実ある陳情審議をしようということで取り組んだものでございます。その中で三位一体改革によります、もともと2分の1より3分の1に減ったことにより、教職員給与に充当すべきものが、地方自治体の裁量により、インフラ等のさまざまな整備においてこれが流用できるというかたちに変わってきたものでもあります。

当日吉津村におきましても、教員あたり1人200万円という給付制度を創設した中で、市町村はその教員の給付を行っておるということでもあります。教員年齢につきましても段階の世代から、昨今は20代の教員が増加しておるという現状でもございます。そして教職員の労働環境の中でも、たくさんの行事並びに教職員に関わるさまざまな事象が多く時間を費やしておるということで、労働時間も過酷な状況であるということもお伺いしたところであります。いずれにしましても、やはり国策といたしまして、全国一律に子どもが平等に教育を受けるということは必要であろうということでありまして、委員全会一致により、陳情は採択すべきであるという結果がございました。

よって、本教育民生常任委員会に9月4日付託されました本陳情につきましては、全会一致をもって採択すべきという結果でございました。

以上、教育民生常任委員会からの報告をさせていただきました。

**○議長（山路 有君）** 報告が終わりましたので、陳情第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。委員長報告に対し、反対、賛成の順で討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決をいたします。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものです。委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって陳情第 7 号は委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

---

### 日程第 3 議案第 51 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 51 号日吉津村村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 4 議案第 52 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 52 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第（第 2 回）についてを議題といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） あの、三島ですけれども、この採決に参加をしませんので、退席

させていただきます。

○議長（山路 有君） 退席を許可します。

[5 番、三島尋子君退席 午後 2 時 57 分]

○議長（山路 有君） 再度読み上げます。日程第 4、議案第 52 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山路 有君） 三島議員の入席を許可します。

[5 番、三島尋子君 午後 2 時 59 分入席]

---

#### 日程第 5 議案第 53 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 53 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 54 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 54 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 55 号 から 日程第 10 議案第 58 号

○議長（山路 有君） ここでお諮りいたします。日程第 7 から日程第 10 まで決算審査特別委員長審査報告でありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって日程第 7、議案第 55 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 56 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 57 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 58 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本 4 議案は、本会議において決算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、決算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田委員長。

○決算審査特別委員長（松田 悦郎君） 決算審査特別委員会委員長の松田です。平成 29 年 9 月 22 日日吉津村議会議長山路有様、日吉津村議会決算審査特別委員会委員長松田悦郎。特別委員会審査報告書、平成 29 年第 3 回定例会において本特別委員会に付託された下記審査事件について開会中の審査を終了したので、その審査結果を会議規則第 77 条の規定により報告します

最初にこの特別委員会は 9 月 12 日、13 日、議員全員の出席のもと委員会室で行いました。

次に審査結果につきましては、議案第 56 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳

出決算の認定につきましては、全会一致で認定とします。議案第 56 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、全会一致で認定とします。議案第 57 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、これも全会一致で認定とします。議案第 58 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、これも全会一致で認定とします。

つづきまして、審査の経過につきまして報告させていただきます。まず、一般会計歳入歳出決算につきましてですけれども、歳入総額 22 億 2,211 万円、歳出総額 21 億 9,399 万 1,000 円で差引額は 2,811 万 9,000 円である。この内翌年度繰越財源として、繰越明許費が 1,483 万 5,000 円計上されています。歳入額は対前年約 1 億円の減収で、その主な要因は村税の 6,167 万 2,000 円の減であります。その内訳として、企業の法人税と固定資産芸の償却資産減が多く含まれているが、連結決算による減収によるものと考えられる。また、個人村民税と固定資産税の増税により、減収分が下支えされており、個人所得の増加と新築住宅など地域環境の変化と住宅政策の影響がみられる。今後も適切な都市計画と住宅政策に取り組まれない。不納欠損額が 164 万 5,000 円であり、受益者平等の原則にたち、適切な継続的収納対策を取られたい。実質公債率が 7.6 パーセント、単年度で 8.1 パーセント、地方債の現在高が 21 億 1,812 万 9,000 円と上昇傾向にあり、今後のインフラ整備や事業投資には留意されたい。

つづきまして国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入総額 4 億 8,689 万円、歳出総額は 4 億 7,786 万 4,000 円で差引額 902 万 6,000 円である。対前年歳入歳出ともに 6 から 7 パーセント増加し、特に保険給付費の伸びが大きく 4,803 万 7,000 円の増である。その要因として一般被保険者の給付増が著しい。行政の重複受診の適正化や、特定健診の促進を含めた健康づくり対策を継続されたい。

つづきまして後期高齢者医療特別会計ですけれども、歳入総額 3,991 万 3,000 円、歳出総額が 3,990 万円で差引額 1 万 3,000 円である。本会計は県下の自治体すべてで構成された広域連合へ、村が徴収した保険料を納付している。今後は国保と一本化の方向であるが、詳細は不確定である。高齢者の増加に伴い、基金繰入れで保険料の上昇を抑制し運営されている。

次に公共下水道事業特別会計ですが、歳入総額 1 億 6,508 万 4,000 円、歳出総額 1 億 6,491 万 3,000 円で差引額 17 万 1,000 円である。対前年歳入歳出ともに 20 から 22 パーセント減で長寿命化工事の完了によるものである。今後は新たな管路施設や老朽化対策を履行されたい。また、使

用料の 10 パーセント減免は継続されているものの、滞納や不納欠損が増えつつある。確認調査を徹底し、徴収率向上に努められたい。

以上が審査内容であります。つづきまして意見書につきましてはお手元に配布してありますので中身については省略しますが、行政におかれましては、来年の予算にぜひとも生かしてほしいということを述べまして報告とします。以上終わります。

**○議長（山路 有君）** 報告が終わりました。委員長報告で議案第 55 から 58 号まで委員長報告は、全会一致で認定すべきものとなっておりますので、この際質疑討論ないものとし、採決は各議案ごとに行います。

まず、これから議案第 55 号を採決をいたします。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 56 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって議案第 56 号は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 57 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって議案第 57 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 58 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって議案第 58 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

そうしますと、ここで暫時休憩を入れたいと思います。開会は 14 時 30 分から再開します。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時30分 再開

---

**日程第 11 発議第 8 号**

○議長（山路 有君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11、発議第 8 号日吉津村議会議員政治倫理条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

江田委員長。

○行財政議会改革調査特別委員会委員長（江田 加代君） 6 番、江田です。発議第 8 号、平成 29 年 9 月 22 日、日吉津村議会議長山路有様。提出者日吉津村議会行財政議会改革調査特別委員長、江田加代。日吉津村議会議員政治倫理条例、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出の理由、平成 29 年 3 月定例会において日吉津村議会基本条例が可決され、4 月 1 日から施行されたところです。議会基本条例第 8 条において、議員の政治倫理として議員は高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しないと定め、第 2 項において議員の政治倫理に関する必要事項は、別に条例で定めると規定されたことにより、本条例を上程するものであります。村民に信頼される公正で、民主的な村政の発展に寄与することを目的としており、また、議員は村民の厳粛な信託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、高い倫理観を持って議会人としての使命を果たしていくというものです。議員の政治倫理条例、そして施行等につきましては、お手元にお配りしていますのでご覧ください。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑、討論ないものとし、これから発議第 8 号を採決します。本発議は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 12 発議第 9 号**

○議長（山路 有君） 日程第 12、発議第 9 号日本政府に対し、「核兵器禁止条約の国連会議」

が採択した核兵器禁止条約に調印することを求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、江田議員。

**○議員（6番 江田 加代君）** 6番、江田です。発議第9号平成29年9月22日日吉津村議会議長山路有様。提出者日吉津村議会議員江田加代。賛成者日吉津村議会議員三島尋子、賛成者河中博子。日本政府に対し、核兵器禁止条約の国連会議が採択した核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出することについて、上記の起案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則14条第1項の規定により提出します。意見書の案につきましては、お手元にお配りいたしておりますのでご覧下さい。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長宛でございます。

提出の理由についてお話しさせていただきます。日本政府に対し、核兵器禁止条約の国連会議が採択した核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出することについて、本年7月7日、人類史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約の国連会議が、ニューヨークで開催され、同条約が採択されました。国連加盟国193カ国の3分の2の122カ国の賛成によるものです。この日に向け、被爆者を先頭に日本の市民団体は世界各地で核兵器の非人道性を訴えてきました。また、世論を高める上で約300万筆の被爆者国際署名が提出されたことが、決定的な役割を果たしました。交渉会議には、被爆者や核兵器廃絶を求める各国の市民団体も参加しました。

日本原水爆被害者団体協議会事務局長の和田さんは、国連の交渉会議で核兵器を作ったのは人間、使ったのも人間、そうであれば無くすことができるのも人間と訴えました。その趣旨は条約の中身に活かされ、被爆者の受け入れがたい苦痛を心にとめるという文言が前文に明記され、被爆者の心情に寄り添う内容になっています。

現在、世界に存在する原爆は、約1万5000発、その破壊力は広島、長崎の2発の原発の数万倍にも及びます。その大半を所有するアメリカとロシアは、核の近代化を進めており、使用を辞さない姿勢も表明しています。広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名への呼びかけには、人類は生物兵器、化学兵器について使用、開発、生産、保有することを条約や議定書で禁じてきました。それをはるかに上回る破壊力を持つ核兵器を禁じることに何のためらいが必要でしょうか。被爆者は核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求めますと、賛同を求めています。日本政府はこの核兵器禁止条約交渉会議に参加していません。世界が唯一の戦争被爆国の日本に期待したのは、原爆を広島、長崎に落したアメリカも含め、核保有国を説



得する役割です。交渉会議で空席となった日本政府の席にはあなたがここに居てくれたならと、NGO のみなさんの手によって書かれた、大きな折鶴が置かれていました。あなたにここに居てほしい多くの参加者の共通した思いだったのでしょう。

条約が採択され、被爆者の長年の努力が形になり、核兵器廃絶の道はたしかに見えてきましたが、多数の交渉会議に条約の交渉会議に参加しなかった核保有国が条約に加入しなければ、実際に核兵器の廃棄は進みません。

日吉津村議会としても日本政府に対し、国連会議において採択された核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を上げていただきたく発議いたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（山路 有君）** 以上、説明が終わりました。これから発議第 9 号の、質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

**○議員（8 番 井藤 稔君）** 8 番、井藤です。2 点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

日本政府に国連の会議に出席して、調印をなさいという内容であろうかと思えます。急がれるのはどうしてでしょうか。これが 1 点であります。文章の中からは、その部分が読み取れませんので、答えていただきたいと思えます。

それからこの発議は、発議議員は日本共産党の方に所属しておられますけれども、これは全国的な各自治体、いろいろな議会なども同じように発議をしとるのでしょうか。この 2 点ちょっと、お聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** はい、江田議員。

**○議員（6 番 江田 加代君）** 井藤議員さんに質問いただきました、まず 1 点目について、なぜ今こんなに急いでいるのかという質問だったと思えます。その前にですけれども、この度、この禁止条例と同時に日本政府が提出した核兵器廃絶決議案は、賛成多数で国連で採択されております。それをまず、申し上げておきます。

このなぜ急ぐのかという背景ですけれども、これはこの条約の中身からわたしが感じ取った内容でお話しさせて下さい。まず、今回の条約に向けた動きの背景です。そしてなぜこんなに、とんとんと進んでしまったのかというのは、歴史的にこのようなことはなかったそうです。今回の条約に向けた動きの背景には 1 点目に、これも核兵器禁止条約の中に、前文に記載してありますけれども、まず、世界各国で軒並み核兵器禁止を求める世論が大きくなっていることがある。そして、核兵器廃絶は今や全人類的な要求になっているということです。わたしもこれを読みま

して、これが世界の到達点なのかなと思って、本当に勇気をもらいました。

第2点目には、核保有国が核兵器を近代化していること。これが諸国民の恐怖を増幅させているという点が2点目です。

そして3点目には、世界の問題にいろいろと介入するアメリカが、核兵器を使用する可能性も排除しない姿勢で脅迫していることがある。というようなことで、こうしたことに対する諸国民の不安が広がっているということです。たとえば北朝鮮問題を巡りましては、今本当にたしかに北朝鮮は核開発を進めておりまして、問題を引き起こしております。わたしは弁護も擁護もするという気持ちはありませんが、しかし北朝鮮はもし核兵器を持たなければ、アメリカが大勢の転換を図って来るだろう。だから、北朝鮮は自衛を理由にして、核保有を正当化しているという現実があるのではないか。このようにして、核兵器が拡散している状況があるというふうに言っております。

日本政府は核兵器廃絶の決議案をこれまでも出しておりまして、それは多数で採択されております。核保有国は核軍縮という考えはするけれども、重要な時、今核兵器の禁止条約の実現となると、反対に回ってしまうと、そういったわたしにはまったく理解できないような環境があるなあと感じております。少し長くなりまして申し訳ありませんけれども、この核兵器禁止条約の前文には、このなぜ今核兵器禁止条約が必要かということも書いてあります。読ませていただきますけれども、条文の中では核軍縮の進展が緩慢であること。そして、軍事上及び安全保障の概念、強要及び政策において継続的に依存していること。そして核兵器システムの生産、維持及び近代化の計画のため経済的及び人的資源を浪費していることを憂慮し、核兵器の法的拘束力のある禁止は核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意したと前文に書いてあります。井藤議員さんの質問の答えになったかどうか分かりませんが、今急ぐ理由はこのあたりにあるのではないかと思います。

**○議長（山路 有君）** 2点目の。

**○議員（6番 江田 加代君）** 失礼しました。2点目です。もちろん、わたしは共産党の議員です。おそらく全国では、共産党の議員の仲間たちは同じような、このような意見書を提出していただきたいというような行動はしていると思っております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員よろしいですか。

ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 単純な質問かも知りません。発議者の方にお伺いしたいんですが、別紙の趣旨説明の中で国連加盟国 193 カ国の 3 分の 2 の 122 カ国の賛成によるということであらうたっているわけです。3 分の 2 は賛成されたんですけれども、残りの 3 分の 1 は賛成されておられませんね。この 3 分の 1 の賛成をされない理由をどのように捉えておられるのでしょうか。そのあたりの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 正確には把握しておりませんが、おそらく北朝鮮の問題とかが、大きな理由になっているのではないかとこのように把握しております。それで採択しました 122 ということですが、この中には棄権の国もありますし、反対の国もありました。それぞれの国が 3 分の 1 の核保有国、まあ、NATO の関係の方が多いと思いますけど、把握していませんが、わたしとしてはおそらく北朝鮮の今の問題があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 北朝鮮の問題があるのではないかとこのように見解でありますけれども、北朝鮮の問題があるのは当然のことでありまして、なぜ、3 分の 1 の方が調印を拒んだのか、また棄権されたのかということの要因は、北朝鮮の問題ということにかたづけられましたけれども、北朝鮮の問題がどうであって棄権なり、反対をされておられるのかということの、やはりその部分を論じていかないと、3 分の 1 の方の棄権ないし反対ということの論点が、究極的にそこは解決していないのではないかな、今の回答では、というふうにわたしは思うんですけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わたくしは 3 分の 2 の賛同された国の方の思いは受け止めたわけですね。残りの 3 分の 1 の方についてはくわしくは把握していません。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） これで、終わりです。要するに北朝鮮の問題ということのご指摘であるようではありますが、北朝鮮の問題はもうやはり国家的に現在どこでも直面をしておるところであります。しかし、3 分の 2 のところで、この問題を考えて出したことがありますけれども、3 分の 1 というものがどうしてここに署名がなかったのか、そして棄権をともなったのかということは、やはり核の抑止力並びにそれらの行使によって、国家の安全性並びにそういっ

たさまざまな要因がからんでおるからだということが、ここは察してしかるべきかなというふう  
に思います。

まあしかしながら、江田議員の提出されている趣旨ということには、十二分にわたしどもも理  
解をするわけですが、日本の国家としても先ほども、先ほどというより、日本も調印をやはりこ  
こでなかなかされなかったということは現実の問題であります。やはり核の抑止力なり云々という  
ことを緻密に分析した中での、冷静なやはり、ここは客観的調印の部分に日本国家はたったんだ  
ということは、わたしはその部分は、指摘をさせていただきたいなというふうに思っております。  
先ほどの答弁の中でもありました北朝鮮の問題と云々ということ以上に、その問題の解答はわ  
たしはほしかったなというふうに思いますが、まああの、なければ結構ですけれども、その辺で  
もう一言答弁があればいただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） この交渉会議の中では、この核抑止論というのは相当な時間を割  
いて議論されたようです。それでこの中で、オーストリアの代表の方だったと思いますけれども、  
核抑止論といいますと、そうすると、核兵器があった方がしあわせで平和という議論が成り立つ  
のであれば、核兵器が少ないより多い方がいい。

また、全部の国が核兵器を持てば、それだけ豊かな平和があるのかというそういった議論は、  
理解できないという発言がありました。やはり、核兵器が少しあるというよりも、まったく核兵  
器がないという、それが一番平和の確保には重要ではないかというような発言があったそうです。  
それが大きな賛同を呼びまして、核抑止論については禁止すると、この度の威嚇といいますか、  
我が国は核兵器を持っておるぞ、何かしたら核兵器使うぞという、まあ一面では脅しのような役  
割も果たしているのかないって思いますけれども、やはりこの度の人類の到達点というのは、核  
兵器はなければ一番安全、二度と被爆者を出さない道はもう核兵器をなくすしかないというよう  
な到達点だということで、わたしは支持をしました。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は発議に対し、反対、賛成の順で行います。討論はありませんか。

松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田です。日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書案についての、反対討論を行います。最初に、日本人は二度と核の参加を繰り返してはならないし、核爆弾を世界からなくしたいという思いは全国民が一致しています。

次に、核をめぐる条約として生物兵器、化学兵器など非人道兵器には使用を禁ずる条約はすでにありますが、核兵器に関しての条約は存在しません。また、核拡散防止条約 NPT につきましては、1970 年に発行し日本も含め 190 カ国が締結しており、この条約はすでに核を所有しているアメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国が核兵器の拡散をそれ以上拡げず、核兵器の削減をしようとするものであります。

今回の核兵器禁止条約には 122 カ国が参加しましたが、核兵器国はもちろん、日本、インド、オーストラリアなどは参加しませんでした。なぜか北朝鮮は参加をしております。

ここで日本が核兵器禁止条約に参加しなかった三つの理由を述べてみたいと思います。

一つに、核保有国がその核の抑止力を非核保有国に及ぼす核の深さがあります。これは、現在日本はアメリカの核の傘の下で安全保障政策を行っており、日本が平和で過ごしているのも、アメリカの抑止力があることは間違いありません。そこでこの核兵器禁止条約に参加すれば、安全保障政策と矛盾したことになるため参加を見送った理由であります。また、ドイツやオーストラリア、NATO 諸国が参加を見送ったのも日本と同じ、核の傘での理由であります。

二つ目に核兵器禁止条約は実効性がないということです。これは今回の参加国には、非核兵器国や多くの国が参加を見送ったことにより、核兵器禁止条約は実効性がないということです。現在、包括的核実験禁止条約 CT、BT や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約といった核兵器禁止条約よりも前の段階に存在する条約ですら、核兵器国が参加をしていない状況であります。

三つ目に、溝を深めないということでもあります。核兵器国と非核兵器国の分断や、非核兵器国の中にも核拡散防止禁止国との分断が生れ、三つのグループが対立という構造になっている現実もあります。しかも現実的に、すべてのグループが一斉に核兵器禁止に動かなければ意味がありません。ここで日本が今、核兵器禁止条約に参加すれば核兵器国に対し、対立を煽ることになりかねません。日本は唯一戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国の橋渡しする役目をしなければ、むしろ後退する可能性があります。

この三つの理由から、日本は核兵器禁止条約への参加を見送った経緯があります。以上のように、少しずつ軍事的バランスが崩れないように、少しずつ核兵器国全体で軍縮を進めて行き、それが限りなく小さな段階になって、初めて核兵器禁止条約が現実化していくと思います。

以上で、日本政府に核兵器禁止条約の参加を求める意見書案に対して、反対討論終わります。  
ご賛同よろしく申し上げます。

**○議長（山路 有君）** 次に賛成討論ありますか。

江田議員。

〔議長、江田議員発言の前に暫時お伺いしたいことがあります〕と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** はい。

**○議員（7番 橋井 満義君）** 提出者より発議された、自ら討論をされるということが原則的にこれは如何なるものでしょうか。現在、わたし手元にその根拠なるものを持ちあわせておりませんので、いかがでしょうか。

**○議長（山路 有君）** えーと、発議に対しての討論、事前に、問題なしと事前に調べた中で、しておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

**○議員（7番 橋井 満義君）** はい。

**○議長（山路 有君）** それでは、江田議員どうぞ。

**○議員（6番 江田 加代君）** はい、ありがとうございます。6番、江田です。わたくしは発議した当事者でございます。国連で採択された核兵器禁止条約の内容は、どのようなものかを少し述べさせていただいて意見書の提出者としての討論をさせていただきます。

まず、先ほどの松田議員の討論の中にありましたけれども、核兵器国が条約に参加していなければ意味がないのではないかというような内容ではなかったかと思えます。しかし、この核兵器禁止条約の中身を見ますと、これは国際社会が核兵器を違法化することですので、この核兵器禁止条約そのものは北朝鮮を孤立させていく、核廃棄を放棄させる大きな力となるというふうに断言しております。

仮に、日本政府もこの条約に参加することになりましたら、強い立場で北朝鮮に非核化を迫ることができるというふうにわたしも理解しております。これまでいろいろ述べさせていただきましたので、わたくしは核兵器禁止条約については一点述べさせていただきます。

核兵器禁止条約の条文の中、前文ですけれども、その中に核兵器の使用は国際人道法に違反するというを特に強調しております。核兵器の完全な廃絶こそ、核兵器がふたたび使用されない唯一の方法であると断言しました。そして、核兵器の使用することがもたらす壊滅的な結果に対して、人類は適切に対処できないうえ、その影響は国境を越え、人類の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料の安全及び現在と将来の世代の健康に重大な影響を与え、しかも放射

線の影響を含めて女性及び少女の健康に対し、均衡を逸する悪影響を及ぼす核兵器の使用は、国際人道法の原則及び規則に違反するというのがこの国連で確認されました。

わたくしが提案しました意見書案の最後ですけれども、最後に核兵器の禁止、廃絶は単なる軍備の縮小問題に止まらず、人類の生存に関わる死活的問題であることを記し、政府に対して従来の立場を再検討いただき、核兵器禁止条約に調印することはもちろん、核保有国を含めすべての国に調印を促し、核兵器のない世界の実現に行動するよう求めるものと書きました。

どうか、議員の皆さまのご賛同、こころよりお願いをいたしまして、わたくしの討論を終わります。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。先ほど同僚議員の方からも、反対討論1人ありましたので、同じ部分、趣旨的にだぶる部分もあるかも知れませんが、わたしが反対します理由について話をさせていただきたいと思います。なかなかこういう問題につきましては、いわゆる現実的な話ができないというのが実態じゃないかと思います。なるべく現実的な、どのような世界情勢になっとなるかということも含めながら、少し話をさせていただきたいと思います。前段は省略させていただきます。その上で以下反対する理由、先ほど質問にもしましたけれども、なぜ急がれるのかという質問もさせていただきました。発議者に質問させていただきましたけれども、そういう点も含めながら反対する理由を以下3点、まず述べさせていただきたいと思います。

まず第1点は、防衛安全保障は国の専管事項であります。これはきわめて当然のことです。条約への参加のタイミングはやはり、責任ある政府において判断すべきであろうと思います。責任あるところに、やはり余分な規則は加えない方がいいとわたしはこのように思います。今後、核兵器禁止条約会議に出席して、核兵器禁止条約に調印するタイミングというのは、日本政府にとりまして、とても高度な判断が必要になってくると思います。これは先ほどからの反対議員の話にもあったと思います。

今回核兵器を保有し、拒否権の行使ができる五つの常任理事国はすべて条約会議に参加しておりません。これは皆さんご承知のとおりであります。自由主義のアメリカ、イギリス、フランス、社会主義とか共産主義とかわかりませんが、ロシア、中国であります。また、戦後集団補償体制をとってきている日本など、特別な理由から今回条約会議に参加しなかった国もあります。これはいろいろな考えがあろうかと思いますが、先ほどもありましたように、この条約は骨抜

きになっている、現在、状態だとわたしは考えます。

先ほど戦後 72 年にして、国連において初めて核兵器を違法とする条約が、採択されたことは大へん喜ばしいという話がありましたけれども、わたしもこのように考えます。一方で、誰がどうしても違法としか言いようのないような核兵器が、72 年間も放置されてきたんだらうかという気が致します。どうしても違法としか考えれない核兵器が、やっと違法性が認識されたというのが実態ではないでしょうか。背景といえるかも知れません。

条約の採択の後、最近もそうなのですが、持つ国と持たない国の間で取扱いについてさっそくに、この条約が採択された後混乱が生じております。テレビなどでも報じているとおりであります。核兵器はそもそも、東西冷戦の自由主義と社会主義、共産主義の冷戦の産物いわれることもあります。東西対立の緩和や友好国との連携強化をはかりながら、やはり条約参加のタイミングを求めていくことがわたくしは必要と考えます。日本政府の立場はますます重要となってきました。そのタイミングはやはり責任ある政府において判断するべきだと思います。

反対します 2 点目の理由は、友好国との連携をやはり、優先しながら判断すべきだろうと思います。戦後日本の安全は、まぎれもなく日米安保条約を基軸とします安全保障体制など、友好国との良好な関係を積極的に築いてきたところにあります。

今回の条約会議には米国、韓国、オーストラリアなど、友好国も参加しておりません。また、友好関係のあるカナダ、ドイツなどナトー加盟国の一部も参加しておりません。日本が国連の中で今後名誉ある役割を果たしていくためには、やはりこれら友好国と歩調をあわせ、良好な関係を維持していくことが必要であろう、このように思います。日本の非常任理事国への指名、現在日本は非常任理事国であるからこそ、いろいろできるわけですけれども、多くの友好国からの理解と協力によって確保されていると私はこのように思います。このことを忘れてはいけないと思います。また、日本は世界で唯一の、先ほどありましたように、戦争被爆国であります。唯一の戦争被爆国として、より一層の貢献が日本には期待があつていとこのように思います。参加が早ければ良いというものではないと思います。友好国との連携を図りながら、やはり参加のタイミングを探っていくという選択が良いのではないらうかと思ひます。

3 点目が将来の国連改革を目標にしながら、やはり判断すべきだと思います。国連の設立は戦後終戦の年、すなわち 1945 年の 2 月、クリミヤのヤルタ近郊で開催されましたアメリカ合衆国、イギリス、ソビエト連邦の首脳によりまず話し合いにより、取り決められた経緯があります。ルーズベルト、チャーチル、スターリンの 3 人が中心になって取り決められた経緯があります。現



在拒否権が行使できる5つの常任理事国と、10の非常任理事国で構成されています。この体制はヤルタ体制、この体制、ヤルタ体制は戦後一貫して変わってきておりません。戦勝国が常任理事国となり、拒否権が行使できるようになっている、このように思います。そのため、国連での採択が十分生かされていない状況があります。日本は昨年からは非常任理事国として、選任され活動しているところでありますが、できれば今後常任理事国となるべく国連の組織改革を求めていくことが必要であります。国連の理念は主権、安全、繁栄といわれています。主義、イデオロギー、体制等を包括し、やはり国際法が通用する共同の場でなければならないこのように思います。ちなみに拒否権の行使はやはり、ソビエト時代も含めましてロシアが一番多いということが、この間みておりましたら書いてありました。過去、百数十回に及んでいるという状況があります。このような状態こそ、声を大にして非難されるべきであろうなとこのように思います。

以上、3点がわたしの反対する理由であります。急がなくてもいい、じっくりするというところであります。

その他のことを今少しまとめてお話ししてみたいと思いますけれども、日本共産党の委員長が、この禁止条約が採択された国連の会議に出席しておられます。これは市民社会、NGOの一員として出席されとったようですけども、これに立ち会われその時の様子が日本共産党のホームページでも紹介されておりました。採択されたことについて、ついに歴史が動いた。核なき世界への新たなスタートということで表現されておりました。わたしはこれを見て感じました。なんとまあ、わかりやすいことはわかりやすいんですけども、わたしは逆に大へんなスタートが始まったなと、実際のところは思いました。だからこそ、政府にはぜひ今後大へんです。この国連会議の場に、今後参加していくとしても大へんなそのタイミングというのは、大へんなことに決意があるんだろうなという気持ちがしました。やはり、これを見た時にぜひ成功してもらいたいなと祈る気持ちでみさしていただいたところでもあります。

2つ目が先日北朝鮮の、先ほどお話しに出ておりましたけれども、北朝鮮の暴挙に対して制裁決議が全会一致で採択されました。きのうきょうなどもその渦中にあると思います。過去のいきさつからロシア、中国が十分な手を打っていなかった中で、日本、米国、韓国を中心とした活動が、この度の制裁決議にはやはりその活動が功を奏したこのように思います。ロシア、中国の過去の意図的な、あるいは無責任なことはいわれようかと思えますけれども、北朝鮮に対する現在の対応の、困難性を生み出しているんじゃないだろうかとわたしは思います。

3点目が今回の核禁止条約この第4条の中に、核兵器の全面的な廃絶に向けて今後保有国が条

約に参加できる道について規定しております。これは、あの発議の添付文書の中にもありましたけれども、すなわち核兵器を禁止した上で参化する方法と、条約に参加したうえで核兵器を速やかに廃棄する方法を明示してありました。今後やはり継続する内容となっていると思います。ここで日本が採択に参加するのがこういうような状況で妥当だろかというわたしは疑問があります。またこの規定は先に発生しましたロシアのウクライナ進攻がありました。あの中で大統領が核兵器の使用も検討したということですね、大統領自身が放送のあった中で述べておられました。やはりこのような状態ですので、常任理事国で、なおかつ核兵器を保有しておるところがすぐに対応ができるかどうかというのは、非常に難しい問題があるんだろうなと思っております。先ほどありました空席となった日本の交渉会議の席に置かれた、あなたがここに居てほしいという言葉は日本が参加しなかった理由を、書いてくれた人は理解してくれとるんだろうなというふうに思います。そして今後引き続き、国際平和のために活動してくれという感謝と、期待の気持ちが込められとったのではなかろうかというふうに理解をしております。ともあれ、ただ禁止条約に参加してすぐに、署名するという事は決してよくないんじゃないだろうかと、今後の国連での日本の戦争による唯一の被爆者としての活動に、多いに期待がなされておるというふうにわたしは感じたところであります。

要を得ておりませんが、以上のような視点から、この意見書を政府提出することについては、反対の立場で討論させていただきました。ご理解ほどよろしく申し上げます。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

三島議員。

**○議員（5番 三島 尋子君）** 5番、三島です。発議9、日本政府に対し核兵器禁止条約の国際会議が採択した核兵器禁止条約に調印することを求める意見書について、発議者からの説明、討論も受けて賛成の立場で討論します。核兵器廃絶は、唯一の被爆国である日本国民や被爆者の悲願です。広島、長崎への原爆投下から72年、核兵器の使用を禁止する条約が成立したことは核兵器廃絶に向けた画期的な前進です。条約は核兵器の非人道性を告発し、核兵器の使用が国際人道法などの国際法、人道の原則、市民的良心に反すると断じ核兵器の開発、実験、保有、使用、威嚇の禁止条項を定めています。核兵器の非人道性を身を持って体験した日本は、条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核保有国を説得し、自ら明言したとおりの核兵器廃絶に向けて煽動的な役割を果たすべきであります。なお同時に今月北朝鮮が行った核実験は世界と地域の平和と安定を脅かす重大な脅威であります。国連の安保理決議、6カ国協議

の共同声明、日韓平常宣言に違反する暴挙であります。これはまた、核兵器禁止条約がうたう核兵器のない世界を求める世界の体制に逆らうもので、日本海沿岸に面する山陰地域の山村住民にとっても見過ごすことのできない事態であります。厳しく糾弾、抗議しなければなりません。また本日、北朝鮮はこれまでにない大きさの水爆実験を行うと言及したとニュースで伝えていました。水爆実験など断じて許すことはできません。今年 20 日核兵器禁止条約の署名式が国連本部で開かれ、初日だけで 50 カ国が署名しました。条約は各国が署名後、国内手続きを得て批准した国が 50 カ国に達した日から 90 日後に発行します。グテーレス国連事務総長は、広島、長崎の被爆者は勇敢に生きぬき、われわれに核兵器の破滅的な人道被害を思い起こさせてくれると賛辞を送り、条約は核兵器のない世界に向けた重要な一歩だと冒頭演説で述べておられます。唯一の被爆国である日本政府に、条約に調印することを求めて発議されたこの意見書に賛同するものです。皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

発議第 9 号を採決いたします。本発議は原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、発議第 9 号は否決されました。

---

### 日程第 13 発議第 10 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、発議第 10 号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続に関する意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。発議第 10 号、日吉津村議会議長山路有様。提出者総務経済常任委員長松田悦郎。道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の継続に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項並びに第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をいたします。

提出の理由、平成 20 年度から 10 年間の時限措置として、道路財特法が施行されこの間の道路

整備事業については、10分の7以内の範囲で補助率が定められていました。先般平成30年度の国家予算の概要要求が公表されたところですが、予算確保が非常に厳しい状況にある中、よりメリハリのある予算配分が検討されているとの話もあり、事業の必要性は当然のことながら、道路を求める地元の声を強く発信するなど、道路整備を求める明確な行動がなければ、地域間競争に勝ち残れない事態が危惧されているところです。このような状況から、制度の継続と道路予算の財源確保は、道路整備の推進に向けた重要な課題であり、日吉津村議会としても、国の関係機関に対して意見書を提出するものであります。

意見書案につきましては、皆さんのお手元に配布してありますので内容は省略しますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年9月22日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先は大島衆議院議長様、伊達参議院議長様、安倍内閣総理大臣様、野田総務大臣様、麻生財務大臣様、石井国土交通大臣様、以上です。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。これから発議第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

**○議長（山路 有君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

発議第10号を採決いたします。本発議は、原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

**○議長（山路 有君）** 起立全員と認めます。したがって発議第10号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

#### 日程第14 発議第11号

**○議長（山路 有君）** 日程第14、発議第11号全国森林環境税の創設に関する意見書ついてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

**○総務経済常任委員長（松田 悦郎君）** 総務経済常任委員長の松田です。発議第11号、平成29

年 9 月 22 日、日吉津村議会議長山路有様。提出者、日吉津村議会総務経済常任委員長松田悦郎。

全国森林環境税の創設に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項並びに第 7 項及び日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提出の理由ですけれども、本議会に提出された陳情第 6 号が総務経済常委員会に付託され、そして採択されたことにより発議するものであります。

森林を守り、山村地域を保つことは地域の温暖化を防ぐだけではなく、国土保全や雇用の確保に繋がります。われわれ河川の下流域に暮らす住民にとっては、生命の源であると言っても過言ではありません。鳥取県では、平成 17 年度から森林を守り、育てる意識を養成する費用や、保安林や竹林の整備等に充てることを目的として、県単独で森林環境保全税を、法人からは均等割額の 5 パーセント相当額、そして個人については均等割が賦課されている方については、年間 500 円が徴収されているところです。

中山間地の森林を守ることなど、国土の保全は国家的な問題であります。現在政府与党では、平成 30 年度の税制改正において、結論を出すための検討がされておりますが、地方に任せることなく、国の責務として取り組むよう意見書を提出するものであります。意見書案につきましては、お手元にありますので省略いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 29 年 9 月 22 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先として安倍内閣総理大臣様、麻生財務大臣様、野田総務大臣様、以上です。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。この際、質疑討論ないものとしこれから発議第 11 号を採決します。本発議は原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**○議長（山路 有君）** 起立多数と認めます。したがって、発議第 11 号は原案のとおり、意見書を提出することに決定いたしました。

---

#### 日程第 15 発議第 12 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 15、発議第 12 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

**○教育民生常任委員長（橋井 満義君）** 発議第 12 号、日吉津村議会議長山路有様。提出者、日

吉津村議会教育民生常任委員長橋井満義。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項規定により、提出をいたします。

提出の理由、本議会に提出された陳情第 7 号が教育民生常任委員会に付託をされ、そして採択をされたことにより発議をいたすものであります。義務教育費国庫負担制度については、これまで三位一体改革により、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた経緯があります。このことにより、定数措置など自治体の取組みに違いも出てきたりしております。子どもたちが、全国どこでも一定水準のもとで教育が受けられなくてはなりません。戦後日本が復興し、世界で肩を並べられるようになった要因は教育にあると考えます。今後も、世界のトップランナーであり続けるためにも、国の責務として教育費予算の確保を求めるものであります。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に関わる意見書につきましては、文章は以下のとおりでございます。記といたしまして、子どもたちの教育改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。二つ目、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。平成 29 年 9 月 22 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。宛先は、内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣林芳正様、総務大臣野田聖子様、以上であります。

よろしくご賛同を賜りますようお願いをいたします。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。この際、質疑、討論ないものとし、これから発議第 12 号の採決を行います。

本発議は原案のとおり、意見書を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第 12 号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

## 日程第 16 諮問第 1 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 16、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦付き意見を求めることについて

てを議題といたします。

本件については、お手元に配布のとおり、河田智美氏を人権擁護委員に推薦したい旨、村長から文書にて意見を求められています。なお、人権擁護委員の任期は3年です。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

**○議長（山路 有君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

**○議長（山路 有君）** 討論がないようですので討論を終わります。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦について河田智美氏を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦については、河田智美氏を適任とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第17 議員派遣の件について

**○議長（山路 有君）** 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定をいたしました。

---

#### 日程第18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

**○議長（山路 有君）** 日程第18、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務経済委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査でありますので、総務経済常任委員長からの説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○**総務経済常任委員長（松田 悦郎君）** 総務経済常任委員長の松田です。平成 29 年 9 月 22 日、日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長松田悦郎。閉会中の継続調査申出書、本委員会 は所管事務の内、次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

調査事件として、一つ目は県外視察であります。県外視察の内容としましては人口対策について、もう一つは産業振興についてであります。調査地は長野県であります。調査期間は平成 29 年 10 月 16 日から 18 日の 2 泊 3 日であります。経費は予算の範囲内とします。調査事件の二つ目として、村内調査についてであります。日吉津村土地開発公社について調査をしたいと思います。期限は次期定例会までとします。以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○**議長（山路 有君）** はい、加藤議員。

○**議員（4 番 加藤 修君）** 日にちが違がやあへん。

○**総務経済常任委員長（松田 悦郎君）** すみません。調査期間は、平成 29 年 10 月 17 日から 19 日の 2 泊 3 日であります。訂正してお詫び申し上げます。

○**議長（山路 有君）** ご指摘ありがとうございます。日程が 1 日ずれておりますので、調査金が平成 29 年 10 月 17 日から 19 日、2 泊 3 日ということですので訂正してやって下さい。

説明が終わりました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○**議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第 19 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○**議長（橋井 満義君）** 日程第 19、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

県外での調査ですので、広報広聴常任委員長からの説明を求めます。松本広報広聴常任委員長。



○**広報広聴常任委員長（松本 二三子君）** 広報広聴常任委員長の松本です。閉会中の継続調査の申し出をさせていただきます。調査事件、広報全般について、調査地は、兵庫県播磨町です。調査期間は、平成 29 年 11 月 9 日、10 日の 1 泊 2 日です。経費は予算の範囲内とさせていただきます。以上です。

○**議長（山路 有君）** 説明が終わりました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○**議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○**議長（山路 有君）** 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○**議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○**議長（山路 有君）** 以上で本定例会の会議に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、平成 29 年第 3 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 50 分 閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員